令和４年第６回弥彦村議会（９月）定例会

議　事　日　程　（第２号）

令和４年９月７日（水曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（７名）

２番	古川七郎	３番	那須裕美子
５番	板倉恵一	６番	柏木文男
７番	小熊正	９番	本多隆峰
１０番	安達丈夫		

欠席議員（１名）

４番　丸山浩

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦	教育長	林順一
産業部長	髙橋信弘	総務課長	斎藤雄希
デジタル行政推進課長	宇野誠	税務課長	浜田禎介
防災課長	小林健仁	住民課長	小出将浩
福祉課長	坂爪明博	健康推進課長	松井裕美子
農業振興課長	鈴木光英	観光商工課主幹	丸山竜一
建設企業課長	丸山栄一	公営競技事務所長	柳川治美
会計管理者	水沢正一	教育課長	富田憲

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤和恵	書記	春日史子

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫議員）　改めておはようございます。

ただいまから令和４年第６回弥彦村議会９月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は７名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、１番、渡邊富之議員及び４番、丸山浩議員は欠席です。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫議員）　本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますが、丸山議員の一般質問は欠席のため無効となりますので、ご了承願います。

◎一般質問

○議長（安達丈夫議員）　これから一般質問を行います。

質問時間は各自30分以内といたします。

また、持ち時間の残り５分前と２分前に予告ブザーを鳴らします。そして、残り時間がなくなりましたら終了ブザーを鳴らし、そこで質問を打切りとさせていただきます。

始める前に、傍聴人の皆さんにお願いがあります。本会議の傍聴については、傍聴席入り口に掲示してありますとおり、傍聴マナーをお守りいただきますようお願いいたします。特に、携帯電話が鳴る場面が見受けられますので、今一度ご確認をお願いいたします。

◇　古　川　七　郎　議員

○議長（安達丈夫議員）　それでは通告順に従いまして、最初に古川七郎議員の質問を許します。

２番、古川七郎議員。

○２番（古川七郎議員）　通告どおり一般質問させていただきます。

１番、小学校、保育園の給食費無料について。２番、配食ボランティアのポイント制度について。３番、令和５年２月任期満了に伴う村長選挙について。

１番、令和４年７月20日の新潟日報の地方版ではなく新潟県版にでかでかと「弥彦村が給食無料化、児童・園児の９月からの条件なし県内初」という見出しで報じられた。

物価高対策や子供子育て支援を目的に、弥彦村が９月から小学校と保育園児の給食費を無償化することが、19日分かった。対象は、児童373名と園児221名、計594名で、本年度末まで実施し、次年度以後の継続も検討すると、所得や養育する子供の人数にかかわらず無償化するのは県内で初めて。無償化するのは、児童の給食費と３歳以上の園児の副食費、３歳未満の園児の保育料。３歳未満は給食が保育料に含まれているため、一括で無償化する。現在、３歳以上の園児が持参

している主食も準備が整い次第、無償で提供する。保護者負担は、児童１人当たり３万4,000円、３歳以上の園児で２万4,700円、３歳未満の園児は９万6,500円程度減少する。関連費用は1,496万円を追加計上するなど、2022年度一般会計補正予算を、22日臨時村議会に提出する。新潟日報より。

22日の臨時議会で可決。その臨時会での説明では、財源として競輪事業特別会計の収益、ふるさと納税も順調に推移しているので、その税収で賄うとのことでした。

そこで、村長にお尋ねいたします。今までも何回となく説明をしていただいておりますが、今一度、村民に分かりやすく説明をしてください。

給食無償化を決断された理由は。なぜ、利益が出るようになったか。競輪事業、ふるさと納税の重要な決断したポイントはどこにあるのか。

２番、配食ボランティアがなぜポイント制度でできないのか。

これで、議会で私は３回目の質問になると思います。昨年12月議会の質問の回答は、単年度で全て精算をし、翌年度で継続できないとの答弁でありました。今一度、同じ質問します。

なぜやらないか。なぜやろうとしないのか。村民みんなの幸せのために、何かいい方法はないか、お尋ねいたします。

そこで、提案をします。村としてボランティア制度について、研究・調査するためのボランティア調査会を立ち上げる考えはないでしょうか。

３番目、令和５年２月任期満了に伴う村長選挙について。

小林村長は、就任以来８年目を迎え、村の諸問題解決のため尽力されてきました。村長は、花角県知事をはじめ中央省庁、政治家、経済人との強いつながり（パイプ）を持っており、その力量は周囲が認めるところであります。

現在、多くの地方自治体は、財政基盤が脆弱で厳しい財政運営を強いられています。しかし弥彦村においては、ふるさと納税、競輪事業の増収などにより、村の財政強化が図られてきました。これも、村長の努力と、村長の発想力と実行力によるものであり、これまでの２期８年の主な事業を列挙すると、ホテルの解体、おもてなしの広場の建設、ミッドナイト競輪の開催、枝豆産地推進化事業、コロナ対策、その他教育、医療福祉、農業、環境整備事業など、様々なことが実現されました。

村長として、来年２月に２期目８年の任期を終えられます。これからの主な事業としては、新図書館建設、新文化会館の建設、枝豆の産地化、人口対策等の諸問題も山積しております。これらの事業実施実現に向けて、来年１月に予定される弥彦村村長選に、小林村長自身、村民が望むよりよい村づくりのため、村民の皆さんに信を問うお考えがあるかをお伺いいたします。

資料として、先般７月号に配られた広報やひこに詳しく載っておりますので、それを見ると大体のことは皆さんもお分かりと思いますが、今一度、村長の説明かたがた詳しく、説明をしていただければありがたいと思っています。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（安達丈夫議員）　それでは答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　おはようございます。古川議員のご質問にお答えさせていただきますが、最初に、２番目のご質問については担当課長のほうからお答えさせていただきまして、１番と３番につきましては一括して、その後、私から答弁させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（安達丈夫議員）　福祉課長。

○福祉課長（坂爪明博）　それでは、福祉課のほうから２番目の配食ボランティアのポイント制度についてお答えさせていただきます。

直近ですと、令和２年12月議会で同様の質問をいただいておりますので、改めてお答えさせていただきます。なぜやらないのかについてでございますが、現在行っておりますポイント制度は、国の政策であります介護保険制度の地域支援事業交付金を活用した、介護支援ボランティアポイント制度になります。

国の財源を活用している制度であることから、単年度での事業完了が前提となっておりまして、ポイントの繰越しや、家族単位での活用は想定されておりませんので、現行の制度では難しいとお答えさせていただいております。

続きまして、村民の幸せのために何か方法はないのかというようなご質問についてですが、これについても、前回の答弁におきまして、介護支援ボランティアポイント制度以外のもっと大きな枠組みの中で、議員ご指摘のポイントの活用ができるのであれば、大いに検討したいというふうに答弁させていただいておりました。

現在、デジタル行政推進課が中心になりまして、デジタルで実現するウェルネスと地域経済循環事業というものの検討を進めております。この事業の中では、スマートフォンやタブレットとマイナンバーカードを活用して、様々な活動にポイントを付与することによって、村民が外出し、社会活動に参加するきっかけをつくり出して、健康づくりを促進する取組になっております。

この活動につきましては、介護予防の観点から考えても理にかなった取組ではないかと感じております。このデジタルで実現するウェルネスと地域経済循環事業の中に、介護支援ボランティアポイント制度を組み込むことによって、現行の介護保険事業の中で運用するよりも、議員の考えに近づく可能性があると考えますので、ボランティア活動の研究・調査を含め、関係部署が連携し、事業の見直しを進めてまいります。

また、今後このようなデジタル技術を活用した取組には、必ずマイナンバーカードが必要になってきますので、マイナンバーカードを取得されていない方は、是非取得していただきますようお願い申し上げます。

以上、配食ボランティアのポイント制度化について答弁とさせていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　それでは、ご質問の１番目と３番目についてお答えさせていただきます。

１番目の１番、給食無償化を決断された理由はというところでございますけれども、今度の議会で皆様にご審議いただきますけれども、令和３年度決算、一般会計４年連続黒字で、多分７億円の黒字になったという。令和３年度単体では、ということで決算いただきますけれども。途中で分かったんです。自分でずっと村長やっていて、うちの財政変わったなというのは、最初の頃から分かっていました。それならば、このお金を物価高で苦しんでおられる方に、少しでも助けることが必要ではないかということで決断いたしました。

それは、決断した時期については、６月村議会で弥彦の財政が、弥彦村が変わりましたということを申し上げましたけれども、そのとき既に決断しておりました、実際に。ただ、そのときは中学生については、まだちょっと自信がなかったんで、これは９月議会で再度お願いすればいいということで、どなたもできないということでしたけれども、財政的な裏づけがあるというのが分かりましたので、決断させていただきました。

なぜ、利益が出るようになったのかということでございますが、これは村全体ではやっぱり一つは、競輪が非常に好調であるということ。それから、ふるさと納税が依然として大体、私のあれでは、今年も多分５億円のご寄附を頂いて、２億5,000万円は一般会計に繰り出していただくというふうに期待しておりまして、それが全ての村がここまでよくなった理由です。

ふるさと納税と競輪、この２つだというふうに思っています。

３番目の競輪事業、ふるさと納税の重要な決断をしたポイントということでございますけれども、平成27年に村長に当選いたしましたときに、それまでの町財政というのは大体、自分の直接税と地方交付税の２つで成り立っていた。

地方交付税は、人口の数を基盤にしてありますんで、これいかんとも、村としてどうしようもない。村税については、これは方法論はありますけれども、例えば工業団地を造って企業に来ていただくとか、あるいは大型のリゾート施設を引っ張ってくるとか、そういった方法はありますけれども、いずれも弥彦村にというのは非常に難しい。

そのときに、国がふるさと納税というのをやる。自分たちで努力すれば、ちゃんと自分たちのところに、税収として期待できる制度をつくってくれました。これは、菅元総理が総務大臣のときつくられた、新しい今までの税制を大きく変える制度だというふうに思っておりますけれども、自助努力で何とか解決できるんだ、だったらやろうという決断と。

それから競輪につきましては、平成27年度、当選した当時は非常に難しい状況でした。私としては、うちの職員の皆さんには、とにかく弥彦村、村独自がやめるということはできないと。なぜなら、やめることに対しては、あの土地を全部平地にして神社にお返ししなきゃいけない。そのためには50億円、100億円もかかる。無理なんで、とにかく赤字を出さないように続けること。

最終的に、国がやめたってときに、そのとき手じまいするしかないねということを申し上げてきました。ところが、ミッドナイト競輪を、平成26年から始まっていますけれども、うちの村としては平成28年、あのとき全国でまだ11しかなかったんです。４億何千万円の投資が必要でしたけれども、やろうと、これしかないと、こういうことをやってチャレンジしない限り、うちはも

う先細りになるのは目に見えていましたんでね。それで、やりましょうと。

議会には正直言って反対されました。何でこれから先、先行きがないのに、そんな４億円なんか投資するんだと言われましたけれども、それを、これから競輪がひょっとしたら生き残るチャンスなんでということで、あえてやりましたけれども、結果的には、私が当初想定した以上に、非常な効果を上げていますということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、３番目のご質問ですけれども、これ議会が始まる前に事務局長に尋ねました。議員の皆さんは質問時間大体30分と規定されていますけれども、答弁者については、答弁時間が規定されているのかありますかと聞いたら、答弁者については何の規定もありませんということで、重要な話なので自分で文章にして書いてまいりましたので、ここで、ちょっと長いです。読み上げさせていただきます。

来年２月の村長選挙についての、私の答弁を述べさせていただきます。

今年に入ってから、来年１月の村長選挙に立候補するか否か考え続けてまいりました。平成27年の最初の選挙で、村長は当選しても２期８年と思っていたからであります。

しかし、村のためにやりたい。やらなければならない仕事は、まだたくさん残っているのも十分承知しています。悩んだ末３月に入って、３選を目指さないと結論を出しました。

理由は、第一に、来年には78歳になり高齢であることです。第二に、現在全力で取り組んでいる枝豆の産地化は、村長兼務で実現できるほど簡単なことではないことでした。新会社を設立、自らの力で市場を開拓し、販売しなければならないからです。第三に、役場の職員が力をつけ、任せても何とか大丈夫と思えるようになったことでした。

腹が決まった後、信頼できる方に、これはと私が目星をつけていた村民に、立候補を打診していただきました。もちろん、私一人の判断ですけれども、同時に麓二区後援会の幹部の皆さんにも、私の決意を伝え、理解、了承していただくようお願いしました。

更に、辞めるに当たって、気がかりな点に対する手も打ちました。６月村議会冒頭の招集の挨拶の中で、弥彦村の財政が誰も信じられないほどよくなっていることを詳細に明らかにしました。挨拶全文を広報やひこにも掲載しました。村民全員に知ってもらいたかったからです。村が金持ちになったことを、村民の全てが知っていただければ、監視の目が働き、不正、無駄遣いを防げると判断したためでした。同時に、物価高騰生活支援の名目で、保育園、小学校の給食費、ゼロ歳から２歳児の保育料全て無料化を決めました。お金があるなら、すぐに村民のために使うべきと考えたのです。ただし、私の任期満了の来年３月までと期限を切りました。次の村長に遠慮しました。

ところが現実は、私の思うように運びませんでした。次を託したいと思った人からは、きっぱり断られました。地元二区の幹部の皆さんからは、その場で強行に反対され、３選を目指すよう、強く求められました。その後も、自宅に訪ねて来られ立候補を再度要請されました。

そのとき、私は大事なことを忘れていたのに気づきました。平成27年の村長選への立候補は、地元麓二区の皆さんから出てほしいと要請を受けたものではなかったのです。一方的に、私のほ

うから村を救うため村長選挙に出たいので、是非応援してもらいたいと頼み込んだのです。

私は、自らが村長選に出るなど、全く最初はその気がありませんでした。大谷前村長の４選阻止のため、若い人に何とか立候補してもらおうと、当時、同志３人いましたけれども、一緒に働きかけを続けました。そのときの経緯は、本日ご欠席ですが、丸山議員がよくご存じでいらっしゃいます。

しかし結局、若い人を説得できず、最後に私自身出るしかないと腹をくくりました。私なら、どんな圧力、脅しもはねつけ、退ける自信があったからです。

いずれにしても、自分の進退を自分だけで決めることはできないと気づきました。出馬する際には、一方的に支援、応援をお願いし、辞めるときは勝手にさっさと決めるのは、到底許されないと思い至ったのです。同時に、村の将来を左右する極めて大事な仕事が残っていることにも気づきました。

それは、年間８億円から10億円以上に上る巨額な自主財源の使い道、使い方の原則をしっかり決めることでした。８億円という莫大なお金は、村の年間予算、一般会計ですけれども、約50億円の16％にも相当するお金です。村民の皆さんから、納めていただく税金の総額に匹敵するか、それを上回るほどの巨額なのです。日本全国を探しても、こんな村はほかにはありません。

それだけに、この財源の分配、使途をきっちりと示す。いいかげんにしてほっておくと、お宝であったはずのお金が、村を堕落させる麻薬、あるいは存立を危険にする劇薬に変わるのは、火を見るよりも明らかです。一部の人たちだけがいい目をする最悪の村になってしまいます。

この巨額な自主財源の分配、使い道の原理原則を決めるのに、最もふさわしいのは、自分をおいてほかにないと気づきました。なぜなら、どんなに私のやり方、小林個人を嫌いな人でも、私が金にきれいなことだけは認めていただいているからです。しかも、最初の選挙に出るときから、借りをつくらないことを徹底してきました。

平成27年、私の最初の選挙のとき、業界団体、業者など、一部の村民の皆さんのところには、投票をお願いに行きませんでした。当時は、村内くまなく３度回らせていただきました。当選するためには、１票でも票を多く取らなければなりません。その１票が喉から手の出るほど欲しくても、防ぐと決めました。

理由は明解です。選挙で借り、しかも特定の借りをつくると、見返りを要求されたとき断れないからです。一般に、政治に貸し借りは付き物です。しかし、その当時の弥彦村は、政治の一般通念を適用できる村ではないと判断しました。新聞社勤務時代、様々なことを経験、見てきましたが、当時の弥彦村は異常でした。公平公正な村政を全うするには、私が苦労すればいいと覚悟を決めました。同時に、一部の村民からは、間違いなく嫌われ、恨まれ、誹謗中傷され、徹底的に罵倒されると覚悟しました。私に関する嘘八百、デマの嵐に見舞われることも予想できました。しかし、私は自分だけ耐えれば済むことと無視することに決めました。また、金銭面で借りをつくらないと、固く誓いました。

この出馬表明を執筆するまで、選挙資金を含め、その後、後援会の活動費など政治活動費は、

ほとんど私のお金で賄っていたと思っていました。と申しますのも、１回目の選挙資金は金融機関からの借入金と新聞社の退職金で、２回目は金融機関と村長１期目の退職金で賄えました。講演会の活動費は、年２回の私のボーナスのほとんどを充てておりました。

ところが、実際は違いました。小林豊彦後援会の会計責任者に初めて、年度別寄附の明細を見せてもらいました。平成26年度から令和４年９月４日現在まで、私個人の選挙資金活動費は、後援会への寄附をも含め、全体で1,091万9,024円でした。これに対し、無償提供の寄附金は同じ期間で250件、544万81円に上っていたんです。１件当たり２万2,010円の計算になります。こんなにたくさんの方に助けていただいたとは知りませんでした。ただただ感謝するだけです。

更に、村長選に出馬するに当たり、金も名誉も権力も求めないと自らに誓いました。場合によっては、命さえ投げ出しても構わないと覚悟しました。

それが１期目のサイババ騒動で試されることになりました。サイババのダミーだった新潟市の不動産会社と、村有地売却の最終契約を結ぶ段階で、私は売買契約調印を拒否し、法律に背いて闘う覚悟を決め実行しました。裁判で負けるのははっきりしていましたが、当時それしか闘う手段がなかったからです。彌彦神社の下に繁栄してきた村を、ただ守りたかったためでした。村の顧問弁護士から、法律の定めに従って速やかに売買契約に調印しないと、相手方から訴えられると警告されました。裁判に負けると２億円とも３億円とも、私個人に対して損害賠償を求めると顧問弁護士に告げられました。

私は決断しました。もし、求められたら自己破産すれば済むということでした。これは、私だけじゃなくて、弟と妹にも了解してもらいました。勝てる自信は100％ありませんでした。しかし結果的には、そのときの決断したことが、サイババの皆さんが何の代償も求めず、最後に、弥彦村を諦めることにつながりました。

長くなりましたが、私たちの弥彦村は、本当にすばらしい村です。弥彦村は、村民の皆さんと一緒になって、真っ当なやり方で一生懸命努力すれば、必ず日本一すばらしい村になります。その実現のために、私に最後のご奉公の機会をいただきたく、立候補を決意いたしました。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員。

○２番（古川七郎議員）　２番目のボランティアの件に対しては、全く課長の回答は一つも間違っていないし、全く正しい、そのとおりなんです。そのとおり。

だがしかし、私の言いたいことは、皆さんが社会へ出て３年ぐらいたったら目覚めてもらいたい。私はそう思う。

そして、私、村会議員になってから、ボランティアの名簿を全部取ってあります。だから、誰か１人パソコンで入力してくれればいいんです、それを。それは、法律違反でも何でもないから。そういうのを、職員の人たちに私は望む。１人ぐらい出てほしい、私は。

私は、そのやり方を全部教えてと言われたら相談します。私の頭の中には全部入っています。そうして、それから、今言ったことが段々進めていくと、私はそういうふうに思っていますから、

課長の言ったことは一つも間違いない、100％パーフェクトなんです。それは承知の上で、私これやっていますから。

誰か、100人のうち１人ぐらいは、そういう人間が出てほしいなと私は、私の経験からして、残念に思う。職員として、人として、その辺だけ、それだけは私言っておきます。

それで今、村長がいろいろ、今までのことを報告させていただきました。広報やひこ７月分には全部大体載っているんですよ。これを皆さん読んでいただければ、大体のことは分かる。大体のことは、ああそうだなということが分かってくれます。それで、これまでいくには、なかなか大変なんですよ。これにいくまでには、トップとして。

私は、村長は行政のトップであるから、私は、村長たる首長は、会社でいえば社長であって経営者と、私は呼んでいる。頭の中には、経営者。運営者じゃなくて経営者なんですよ。そうじゃないと、トップというのは値打ちはないと、私はそのように思っています。総じては、今までの今の村長の言葉に、非常にすばらしい言葉で、本当に自分の財産もなげうってでもやろうと、この決意、すばらしいと私は思います。感動します。

その辺は別として、今これ、こういうふうになるには、若い人はどうも分からないかもしれないけれども、物事を進めるには、トップは必ず一つの目標を立てます。それに向かって一遍に、でもそれ皆さんの、村民の声も聞いてもらえば分かるんですが、何か村長はもうすぐ、強引だ、一方的だ、すぐやるということじゃないんですよ。非常にそういう言葉も多いんだけれども、それはね、経営者としては絶対ないんです。そんな経営者いません。将来のここまで、目標を立ててこうなる、そのために今は、こうやってこう段取りしていくと、こういうことは必ずあるはずなんですよ。

そのときに、道に気づいたときに、そういうコール、決断で方向指示出すのは、経営者であって、首長さんだと私は思っているんですよ。

だから、そういう点では村長、非常に今まで立派にやってこられているんで、感謝を申し上げます。それで、この中にもいろいろ載っていますよ、これ、経営のことも。それから、財政のことも、いろいろ全部こう載っているから、皆さんよく読んで、なぜこうなったかという経過を、そこまでいくまでの経過を、村民の方はよく理解してもらいたい、いくまでの経過を。

そして、一人といったって、今恐らく、その競輪で８億円もうかった。あるいは、ふるさと納税で２億円もうかった。もうかったという言葉はあれだけれども、利益が出たと。

ということは、10億円ということは、弥彦村、今人口が7,700ちょっとですね。そうすると１人当たり、１か月最低１万円ずつ皆さんに入る、早く言ったら、懐膨れるんですよ。一家族の、例えば奥さん共で働いて500万円ぐらいだとすると、大体２割ぐらい増える。そうすると100万円増える、年間にすると。

そういうことで、これだけ余裕のある、恐らく市町村はどこにも、新潟県ではどこもないと思う。聖籠町、刈羽は別として。ただ、それだけのことをやっていたということは、やっぱりそれ先見の明があった、先行投資したということなんですよ。

あるいは、村長が競輪でナイター設備造ったと今言ったように、その当時11店舗あったと報告いただきました。早くやったからこれで、こういう結果が出たんですよね。これが、みんなやったからうちもやろうかなんて、こんなのんびりなことしていたら、これは出ないんです。だから、早くそういうふうに気づいて、俺に言わせたらこれ先行投資、子供の無償化もこれ先行投資ですから、何ら私は問題ないと思う。

その代わりに、村長が最後に言われたことは、利益が出すぎて、これは一般会計じゃなく特別会計ですから、一部の人が利益を被るようなことあっちゃならんと、これは非常に村長今心配している。私もそれ心配しています。

だから、村長は次も出ていくからには、例えば10億円あっても、２億円使うのか３億円使うのか、それは別として、時によって違うと思いますけれども、その辺の枠組みをきちんとやって、決してお金がいっぱいあるから何でもやっていいという、そういうことは、世の中は家庭でも会社でも全てそれは、最後は駄目になりますから。

それをいかに引き締めて、勝ってかぶとの緒を締めよという言葉ありますけれども、そういうことを、私は村長に一応、村長の今のそういう言葉を、私に知られて十分頭に入れていると思いますが、そういうこともひとつ村長、今一度、そういうことをどのぐらい程度使って、どういうふうにするかということは、もう一回答弁してもらいたいことでございます。

分かりました。以上です。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　今の表明で申し上げたとおり、全く古川議員と同じだと思います。ただただ、村のためやるだけというふうに思っております。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員。

○２番（古川七郎議員）　それでやっぱり、あと競輪も恐らく村長になってから設備投資が、今年で20億円ぐらいいくんじゃないですか。15億何千万円かなのかも知らんけれども、競輪場だけの設備投資でも、それぐらいいくんですね。だからやっぱり、真面目に一生懸命やって、言葉悪いけれども損をしなくて悪いこともしない。これが、私ははっきり言って認められていたんだと思う。

それは、選手とか、あるいは何て言いましょうかな、設備投資の結果、業界、ファン、選手等、これにやっと認められて、こういういい結果が出たと思う。だからやっぱり人生真面目に、絶対悪いことはしちゃいかん。それだけ、村長もそういうふうに今もおっしゃってくれたんで、私安心しておりますけれども、次のどうなるか。そういうことで、今後も進んでもらいたいと、このように思います。

そして、なおかつ今、村長言ったように、この１回目の選挙の資金の出し方、２回目の資金の出し方、非常に、何ていうかな、これはなかなか人間ね、100人いたとしても１人でもできないですよ、私の経験からしてもできない。

だからそれをやって、ここまでやってこられたことは、私は村長を感謝するし、だからまず次

もやっぱり、立候補をして受かってもらいたいと、私はもうそのように継続してやっていけるのはこの人しかいないなと、私はそういうふうに思っていますんで、村長もその点で、私ちょっと質問がちょっと、分からんところもいっぱいあったと思う、いっぱいしたんだけれども、村長の先ほど読んだ中に全てが含まれているんで、そのとおり進行してやってもらいたいなと思っています。

そういうことで、私の質問というか、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員、答弁はいいですね。

○２番（古川七郎議員）　はい、いいです。

○議長（安達丈夫議員）　これで、古川七郎議員の質問を終わります。

◇　板　倉　恵　一　議員

○議長（安達丈夫議員）　次に、板倉恵一議員の質問を許します。

５番、板倉恵一議員。

○５番（板倉恵一議員）　おはようございます。それでは、一般質問の通告によって質問させていただきます。

内容は、高齢者が安心して暮らせる取組についてであります。

最近、お年を召した方とお話をしていて聞かれた言葉なんですが、年をとることは悪いことですかねというふうに、聞かれました。皆さんはどう思われますか。

老人ホームやサービスつき高齢者住宅だと、月の家賃、食費、生活費、プラス医療費や介護サービスの費用の全てを、月10万円の年金で賄うのは難しい。地方でも、終の棲家を見つけるのは容易ではありません。更に、自分の力で見つけることは、ほとんど無理。今後、単身化、未婚化の傾向は、一段と高まると予想されます。

90年代以降、雇用状況の変化で低所得、収入の安定しない非正規雇用の労働者も増えていく中、雇用者の貧困問題は、今まで以上に深刻になると思われます。平成29（2017）年４月に国立社会保障人口問題研究所の公表では、総人口が減少する中、65歳以上の高齢化率は上昇を続け、令和18（2036）年ですが、その年には33.3％で３人に１人となると言われます。更に、高齢化率は上昇を続け、令和47（2067）年には38.4％に達して、国民の2.6人に１人が65歳以上となる社会が到来すると推計されております。

では、弥彦村を見た場合、弥彦村も人口減少が続いており、深刻な話も聞きます。

村長は、そのようにならないためにも、今いろいろとやっているという話もされております。そこで、高齢者が遭遇するだろうと思われる内容で、私が受けた相談事で、ごく身近な問題の中から内容を少しかいつまんで、以下の質問をさせていただきます。

１、村内で75歳以上の独り暮らし、75歳以上の２人だけで暮らす夫婦は、何世帯あるのでしょうか。

２、全国には、無料低額宿泊所、いわゆる無低が、608か所あります。１万6,397人の方が利用しております。弥彦村を含めて、同じような施設や利用できるようなところはあるんでしょうか。

３、資産や収入がない者には、介護施設や高齢者住宅を、どんな基準で選択をすればよいのか。それは、自分で選択しなければならないのでしょうか。

４、高齢者夫婦２人で生活している世帯では、何かと不便なこと、心配事など相談がある場合、どこに相談をすればよいのでしょうか。

５、認知症の母を息子が介護しているが、その息子が体調を崩して入院した場合、母はどう対処されるのでしょうか。この方は、村の健診は受けておりませんでした。

６、夫婦とも80歳代です。それぞれ持病があり、どちらかがいつ倒れても不思議でない。そんなとき、村の警備保障等は加入できるでしょうか。

７、80歳で独居生活をしている方が大雨、大雪のとき、朝起きたらドアが開かない、外に出れない。そんなとき、どのように対応すればよいのでしょうか。

８、高齢な女性の独り暮らしの方が、庭木などにいたずらをされ困っているという話を聞きました。警察にもお願いをしましたが、そんなとき、行政としての指導は、あるのでしょうか。

以上、これらについて質問を行います。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　それでは答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　板倉議員のご質問にお答えしたいのですが、答えは、私以上に担当課長のほうがふさわしいと思いますので、担当課長よりお答えさせていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　福祉課長。

○福祉課長（坂爪明博）　それでは、板倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

１つ目の質問でございます村内で75歳以上の独り暮らし世帯、２人だけで暮らす世帯数でございますが、８月25日現在の世帯数として、75歳以上独り暮らし世帯が223世帯、75歳以上二人暮らし世帯が206世帯になります。なお、75歳以上独り暮らし世帯につきましては、施設入所の方も51世帯含まれておりますので、在宅の独り暮らし世帯の方につきましては172世帯というふうになります。

続きまして、２つ目の質問であります無料低額宿泊所の状況でございますが、事業開始届が提出されている無料低額宿泊所は、新潟県内にはありません。弥彦村で、生活困窮者向けの住居としては、高齢者であれば生活支援ハウスほがらか荘が考えられます。

３つ目の質問であります施設入所に関するご相談についてですが、もしご希望の施設があるのであればその施設に相談、または地域包括支援センターが相談窓口として対応してくれます。

４つ目の困り事の相談場所についてでございますが、その困り事につきましては、様々な場合が考えられますので、今ほど言いました地域包括支援センターや、例えば民生委員さん、役場の福祉課や社会福祉協議会など、相談しやすい場所にお問合せください。

５つ目の認知症対応についてでございます。既に介護サービス、介護申請をしている方であれば、担当のケアマネジャーの方にご相談ください。まだ、介護申請、介護サービスをご利用いただいていない場合は、地域包括支援センターにお問合せいただければと思います。

６つ目の警備保障についてでございますが、弥彦村では、在宅高齢者向けに緊急通報システム設置事業というものを行っております。申請窓口が役場の福祉課になりますので、福祉課のほうにお問合せください。

７つ目の大雨、大雪対策についてです。村では、軽度生活援助事業として、家の周りの草取りや玄関の前の雪かきをシルバー人材センターに、申込者が１割負担でお願いできる制度を準備しております。詳しい内容等につきまして、あと申込先も福祉課になりますので、福祉課のほうにお問合せください。

最後の質問であります。敷地内のトラブルについてでございますが、現段階として、行政として何か指導ということはとても難しい状況でございますが、今後高齢化が進む中で、このような問題、ご相談というのが寄せられる可能性はあると考えておりますので、村として何かできることはないのか。例えばですが、防犯カメラの増設による抑止力の向上など、西蒲警察署や担当部署と相談しながら検討を進めたいと考えております。

今ほどご質問いただきました、いわゆる高齢者の困り事に関する質問として捉えますと、弥彦村地域包括支援センター、保健センターにあります包括支援センターが相談窓口として、様々な問題に対応してくれると考えております。もちろん役場福祉課や社会福祉協議会、区長さんや民生委員さん、困り事の相談窓口としては、いろいろあると思いますので、皆様が抱える問題に対して、まずは自分が相談しやすい場所にお声がけいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　板倉議員。

○５番（板倉恵一議員）　私も役場に行って、いろいろと相談も話をしました。そのときに、もらってきたパンフレット、それから、冊子なんですが、令和４年の３月版で「やひこ生活困りごと解決ガイド」、それから、仕事や暮らしのことで困ったら相談無料というようなチラシもあります。

ただ、これが役場に置いてあっても、私も分からなかったんですが、行って初めて気がつきました。その辺について、やはり広報なり、それから回覧板なりで、やはり周知をするというのが大事なことかなというふうに思われます。それも１回流したからもういいよという話も、すみませんが聞きます。もう、広報の中で流してあるからねというような話も、聞いたことがあります。

そうでなくして、やはり本当にこれから、先ほども言いましたが、高齢化というのはもう目に見えてきております。そういう中で、年を召された人が安心して、弥彦だから住もうかなというような、そういう村にやはりしていきたいというふうに私は考えております。そういう中では、やはり村行政当局ばかりでなくして、民生委員の方、それから区長の方もやはり一緒になって、

その方をやはり見ていくという体制づくり、その体制づくりが一番大事じゃないのかなというふうに、私は思うところであります。

そういう中で、少しちょっと聞かせていただきたいんですが、確かに役場に、どこだったかな、６番目の役場に警備保障の関係で言われましたが、シルバーに草取りとかそういうのは１割負担でやるよという話なんですが、村の警備保障といいますか民間警備保障を入れた場合、大体どのぐらいの経費がかかるのか、月々。なかなかお年を召されてくると、月々の収入も少なくなるという中では、大体どのぐらいの経費でそれが設置できるのか。それとあわせて、その辺のやり方といいますか、方法はどのような形でやればいいのかという部分、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（安達丈夫議員）　福祉課長。

○福祉課長（坂爪明博）　緊急通報システム設置の経費についてですが、課税状況によって料金が異なっておりまして、世帯全員が非課税である方、生活保護の方は月額が無料で使うことができます。住民税均等割が課税されている場合で500円、所得割が課税されている方は1,000円になります。いずれも月額になります。利用の申込みについては、申請書を役場に提出していただいて、その機器がご自宅に設置されるようなものになりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　板倉議員。

○５番（板倉恵一議員）　その辺は役場に行けば、そのようにして手続は取れるという部分では、なかなかお年を召した人は自分の車がない、それとどういうふうにして役場まで行けばいいのかという部分では、その辺についてもやはり、電話である程度は、その辺の手続等はできるんでしょうかね。

○議長（安達丈夫議員）　福祉課長。

○福祉課長（坂爪明博）　こういった福祉のサービスの申込みについて、場合にもよりますが、例えば、地域包括支援センターの職員が窓口になってくれて、役場の間に入っていただく、あと介護の申請がされていれば、担当のケアマネジャーさんが申込みの手続を手伝ってくれるというような場合がありますので、いきなり窓口に来なくても、まずはお電話でお問合せいただければ、ご相談に乗らせていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　板倉議員。

○５番（板倉恵一議員）　そういう部分では、取りあえず、何か分からないこと、それから困ったことがあれば、役場のほうへ、福祉課のほうへ、取りあえず連絡をすれば、そのような形で、その方を助けてもらえるといいますか、そのようなフォローしてもらえるということの頭でよろしいんでしょうかね。はい、分かりました。

それで、私のほうで一応いろいろと話も来ます、相談事も来ます。そういうときでも、私のほうから、役場なり地域包括のほうへ相談をして、その上でまた、その方のフォローはしてもらえるんですかね。

○議長（安達丈夫議員）　福祉課長。

○福祉課長（坂爪明博）　今ほどの、例えば板倉議員さんが地域で困っている方、こういう方がいるよというふうな情報を包括なり役場にいただければ、こちらのほうでどのように対応するかを検討して、その方に向けてアプローチをするということはございます。

○議長（安達丈夫議員）　板倉議員。

○５番（板倉恵一議員）　これで最後にしたいと思いますが、その辺のやはり地域の独り暮らし、それから高齢者の人に対する取組方といいますかね、付き合い方といいますか。それらがやはり区長なり、それから民生委員の方たちと一緒になって、やはり行政を盛り上げていく、弥彦村を盛り上げていくというような体制を、これからもとっていっていただきたいと思いますが、その辺について最後にお聞きをして終わりにしたいというふうに思いますが。

○議長（安達丈夫議員）　福祉課長。

○福祉課長（坂爪明博）　今ほどお話いただきました地域で、みんなで助け合うという考え方は、まさに地域包括ケアシステムという取組の考え方そのものであると考えております。地域包括支援センターの活動や役場も、様々な活動が今この地域包括ケアシステムというものをキーワードに、取組を進めておりますので、例えば民生委員さんの会議には地域包括支援センターの職員も一緒に出ておりますし、福祉関係の会議には区長さんもご参加いただいている場面もあります。地域を巻き込んで、みんなで住みやすい村づくりを今後も進めたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○５番（板倉恵一議員）　以上、終わります。

○議長（安達丈夫議員）　これで、板倉恵一議員の質問を終わります。

しばらく、休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

（午前１１時０２分）

○議長（安達丈夫議員）　一般質問を再開いたします。

（午前１１時１５分）

◇　柏　木　文　男　議員

○議長（安達丈夫議員）　続きまして、柏木文男議員の質問を許します。

６番、柏木文男議員。

○６番（柏木文男議員）　上水道配水池を利用した小規模発電事業の取組について、村長に質問をいたします。

今年の２月24日、ロシアがウクライナに対し軍事作戦を開始して、侵略を行い、６か月以上が経過をいたしました。

それ以来、世界中でガソリン、ＬＮＧ（液化天然ガス）の高騰に始まり、食品関係の値上がり、

また、スリランカでは外貨不足により原油の購入ができなくなり、暴動が発生して、国家が経済破綻をしてしまいました。日本ではガソリン、ＬＮＧの高騰で、電気料金が毎月高騰が続いております。

ガソリン、電気料金のことで、先般マスコミで小規模水力発電が紹介され、興味を抱きましたので調べてみました。国内では水力発電、火力発電、原子力発電、地熱発電、新エネルギー発電の５種類が代表的な発電システムとされ、国内で生産される電気は、火力発電、水力発電、原子力発電などを混在させ、ベストミックスという方式で供給されています。いろいろな方式の発電設備を組み合わせて運用していることを知りました。

また、日本では2020年10月26日、2050年までにカーボンニュートラル（温室ガス）排出を全体としてゼロにするを実現するという宣言が出されました。火力発電は大量の化石燃料を必要とし、燃焼させることにより温室ガスの発生、酸化物の放出など、地域環境への影響が問題視されるため、再生可能エネルギーを活用した代替発電方式として研究が進められております。

日本の2020年度のエネルギー供給割合には、化石燃料による火力発電が76.3％を占めています。内訳は石油が6.3％、石炭が31.0％、ＬＮＧが39.0％です。

日本における電力発電を説明しましたが、弥彦村においては長野県青木村を参考に、風力及び太陽光を活用した再生エネルギー発電の計画が進められております。

冒頭で小規模発電の話をいたしました。弥彦村は、小規模河川はありますが、水量が豊富でなく、小規模発電は不向きです。しかし、発電には落差が６ｍ以上あれば発電が可能と言われております。それならば、60ｍある上泉集落の林道（弥彦村上水道高区配水池、弥彦・麓地区送水）、県道までと、落差37ｍある弥彦小学校裏の井田山（弥彦村上水道低区配水池、矢作地区送水）から小学校駐車場までの上水道２か所は小規模発電が可能ではないでしょうか。

ここで質問をします。

国の補助金で、経済産業省では地球温暖化対策に関する法律に基づく実施計画に位置づけられた地方公共団体施設への再生可能・省エネ設備の導入を支援する事業で、1,000kw以下の省電力発電を導入する補助、環境省では地方公共団体への再生可能エネルギー・省エネ施設の導入を支援する1,000kw以下の省電力発電を導入する地方公共団体へ２分の１の上限で補助金を出しております。

是非調査して、青木村から導入する再生可能エネルギーに加え、小規模発電事業に取り組んでいただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（安達丈夫議員）　それでは答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　柏木議員のご質問にお答えします。

私よりやはり、これは担当課長のほうがふさわしいので、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　では、再生可能エネルギー活用担当部署として、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、弥彦村上水道の上泉の高区配水地や井田山の低区配水池からの落差を利用して小規模水力発電ができないかというご質問でございますが、この施設につきましては燕・弥彦総合事務組合で管理しておりますので、村では直接改修等ができないものでございます。したがいまして、燕・弥彦総合事務組合の水道局のほうに確認させていただきました。

現在、上水道事業は燕市・弥彦村水道事業広域化基本計画によりまして、国の交付金等を活用し進められております。浄水場の再構築事業等を最優先に行っているということでございますので、配水池を利用した小規模発電事業については今のところを実施する予定はないということでございます。

ただし、現在建設中の統合浄水場、こちらにつきましては、環境に優しい浄水場として省電力化や再生可能な自然エネルギーの活用を検討をしたようでございますが、その結果、ポンプのエネルギー消費を抑制するインバーター等の省エネ設備を導入することにより、環境負荷の低減等電力消費の削減に取り組んでいるということでございます。

以上が燕・弥彦総合事務組合の水道局へ確認した内容でございます。

なお、青木村から導入する再エネハイブリッド発電設備につきましては、先日、８月31日に青木村の北村村長自らが発電設備の開発事業者の社長とともに来村して、実際の設置場所等のアドバイスを我々受けたところでございます。今後、発電設備設置に必要となる具体的な調査・調整を行ったのち、実際の設置工事に取りかかる予定としてございます。

以上でございます。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○６番（柏木文男議員）　私も燕・弥彦総合事務組合かなというふうなことを想定しておりました。燕さんのことになると、今回なしというような形なんですけれども、私は、これは絶対やったほうがいいというふうに思っています。

ということは、調べてみますと、統合前の資料なんですけれども、配水の総量で年間125万6,230トンの水が使われているんですよね。ということは、１日当たり約4,300トンの水を使っている訳ですよ。それがただ流しているだけでお金が入ってこない。これをすることにおいて、年間私は、100世帯として平均１万で、1,200万収入が入ってくる訳です。みすみす、施設を造らないでおいておくよりも、設備を造ることにおいて収入になる訳ですよ。

これが、私も今回考えてこの補助金の申請になればどこにやるのかなというようなことを考えていたんですけども、弥彦の管理じゃないということになると、是非ともこれをやってもらって、弥彦村に収入、もしくはうまくできれば収入にしてもらいたいというのが私の願望です。そうじゃないと、ただ管理が向こうに行きました、施設は弥彦村ですよと、それじゃやっぱりちょっとどうかなと私は思います。

それと、じゃ補助金の申請は誰、どこがやるんかという形ですけども、是非弥彦村からやってもらって、やはり、お金を取ると、もらうと。これ、税金が入ってくる訳で、使うことによって補助金をすることによって、1,000万は私は入ってくるかなと思っています、１年間に。私の想定ですけれどもね。

それを、是非とも燕の組合じゃなくして、弥彦の施設があるんで、管理は確かに燕だけれども、補助金の申請は村が出して、そして村が収入をもらうという形をとったほうが私はいいと思います。是非ともそういうふうにやってもらいたいと思っておりますし、もう一つあるんですけれども、これよりも1,000kw以下のやつがあるんですよ。これを調べてみましたら、費用なしでしてくれる、会社が施設を造って、そして会社が発電をする。その中で、買取制度で売電をする。そして、その一部の収益を弥彦村によこしてくれるという制度もあります。マイクロ発電という、さっき言った1,000kw以下のやつが、調べてみたらありました。

是非ともこれも参考にして、燕さんもありますけれども、弥彦村が補助金申請を出す、そしてやるという形で、1,000万をみすみす組合のほうに出すようなことをしないで、弥彦村でその売電の収益を取ってもらうという形は私は望んでおります。どうでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　私も、ご存じだと思いますけれども、村長選に立候補したときに木質バイオマス発電所をやりたいと、公約に掲げて当選させていただきました。議会の皆さんに潰されました。

そのときに、何で私は木質バイオマス発電をやりたいか、その理由は収益じゃないです。いずれ、必ず関東大地震級の大地震が起こることも分かっていた。そのときに、送電が止まったとき、うちの村は、自家発があれば最悪最低の電力だけはそこで供給できる。しかも、その当時になってみれば、自動車も電気自動車が普及していて、いざというときにそれを電気自動車でもって物資の輸送とかいろんなことができる、そのためにやりたいと。場合によっては、100ワット／時ぐらいの電気でもいいかってことで議会にお願いしました。

で、皆さん、まだお出でになる方もいるかと、全員が反対されました。誰一人賛成しない。分かっているんです。ただし、今度の水道を使うのは、これは燕・弥彦総合事務組合という議会があるので、議員さんはこの中におられます。その中で提案してください。それでどうなるか。うちとしては、さっきからずっと申しましたように、自主財源はもう10億以上あるんですよ。これ以上に1,000万とか使う事業というのは全くありません。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○６番（柏木文男議員）　村長の言われることは分かります。でもやはり、私はその競輪収入もいいし、ふるさと納税も私は立派だと思います。それ以上にやはり、弥彦村の財政基盤、はっきりした基盤ですよね。普通であれば、住民税、そして固定資産税、そういうのがはっきりして安心な収益というのが、私は村の理想だと私は思っています。

それで、是非ともやはりこの小規模発電をすることにおいて、財政基盤が私は揺るぎなく、1,000万ぐらいだと私は思っていますが、財政基盤が少しでも弥彦村が頑丈になるというふうに言葉になりますけれども、やはり少しでも自主財源をたくさん持つというのが、やはり私は村のためだと私は思って、今回この質問をさせてもらっております。どうでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　自主財源を強化するというのもおっしゃるとおりです。今のような弥彦村の現状で一番しなきゃならないのは、議員おっしゃるとおり、村の村税を増やすことなんです。要するに、村の村税を増やすというのは、今の場合は農業をもうかる農業にしたい、最終的にしっかりとしたもので、そうなれば、いかに競輪が駄目になったとしても、安定した税収が望めます。

今、財政が豊かなときにやるべきは、農業を始め観光もそうですよね、そのうちの村の産業をしっかりとよくすること、もうそれが最良だと思います。1,000万とか大きなお金ですから無視はできませんけれども、それ以上に今一番大切なのは、農業をよくして、農業をもうかるようにして、子供たちが帰ってきて、私は自主事業で4,000万ぐらいは欲しいなと思っています。そうすれば税収も増えます。それが一番大事。

今、他の面で財政が豊かなときに、それに最大限の力を入れることが、今、行政として求められるというところだと思います。それが全部終わった後でやるなら話は別ですけれども、今やることはとにかく、村の農業をもうかる農業にして、子供たちが帰ってきて、皆さんから税収を入れてもらうと、それが全てだというふうに思います。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○６番（柏木文男議員）　大体分かっております。

それで燕・弥彦総合事務組合にこういう一般質問が出たという中で、是非取り組んでもらうような形で採択をしてもらうような形を是非取り組んでもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○村長（小林豊彦）　その点は、私は答えません。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○６番（柏木文男議員）　この財政基盤強化になるのは、私、一番これがうれしいことで、今回質問させてもらいました。

これで一般質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　これで柏木議員の質問を終わります。

◇　那　須　裕美子　議員

○議長（安達丈夫議員）　次に、那須裕美子議員の質問を許します。

３番、那須裕美子議員。

○３番（那須裕美子議員）　それでは、事前に通告させていただきましたとおり、低出生体重児の保護者への対応は、について質問をさせていただきます。

新潟県は、低出生体重児（2,500ｇ未満）の保護者に向けた母子健康手帳の補助冊子「リトル

ベビーハンドブック」の暫定版を発行いたしました。通常の母子健康手帳では、乳児身体発育曲線という子供の身長や体重を記入するグラフのページが設けられておりますが、まず、出生時の体重が１Kgから始まっており、超低出生体重児の親は体重の目盛りが足りずに子供の成長を記録することすらできず落ち込む人も多いといいます。小さく産んでしまった自分を責め、母子健康手帳を開くことがつらいという方もいらっしゃいます。

また、月齢によって、はいかいいえで記入する保護者の記録も全く合わないため、白紙のままだという方もいらっしゃいます。例えば、生後１か月頃は裸にすると手足をよく動かしますかという項目がありますが、その頃にはまだＮＩＣＵに入院中であり、記入できる訳がなく、気持ちがへこみ、予防接種のときぐらいにしか手帳を見なかったという話も聞きました。

新潟県内の同じような悩みを抱えた低出生体重児の親でつくったサークル、このサークルの要望を受けて、このたびの暫定版のリトルベビーハンドブックが発行される運びとなっております。来年度にも利用される方の意見を反映させた正式な本県版を発行する方針だとのことです。

このサークルを立ち上げた代表のお二人に私は実際にお会いし、お話を伺う機会をいただきました。同じような悩みを抱えるお母さんやお父さんが不安な気持ちを共有したりして、決して一人ではないと思ってもらえたら。そんな思いからサークルを立ち上げられたそうです。同じ思いをする人たちの一人でも力になれたらということだったので、実際に困ったことや、今もなお、困っていることなどをお聞きしたことを基に、今回弥彦村での対応を伺いたいと思い、一般質問に挙げさせていただきました。

まず一つ目としまして、低出生体重児は早産などにより2,500ｇ未満で生まれた赤ちゃんを言います。臓器の機能などが未熟であり、発達や発育が遅れる場合もあります。そのため、お母さんが出産を終え、退院した後も赤ちゃんの入院は継続することは多く、お母さんは赤ちゃんが入院している間、母乳を届けたり、毎日のように通うことになります。また、退院後も発達の遅れによりリハビリや受診に通うケースは多く、交通費もばかにならないそうです。そういった場合の助成があればとても助かるというお話を実際に聞きました。

医療の進歩により、低出生体重児の割合は、1980年の5.2％から2020年は9.2％となっております。本県では9.4％の1,221人。弥彦村において、過去や現在、低出生体重児の対象となる赤ちゃんがいたかどうかは問いませんが、今後こういったケースに対応してもらえるのかどうかを伺いたいと思います。

２つ目に、リトルベビーハンドブックの配布は出生体重1,500ｇ未満か、妊娠32週未満で生まれた赤ちゃんの保護者や希望者に配るものとし、新生児集中治療室がある県内８医療機関や市町村窓口でもらえるとされておりますが、当村での取扱いはいかがでしょうか。

３番目。お二人がお住まいの市では、乳児検診は同じ月齢でも発達段階がかなり異なることとなってしまうため、市の計らいで修正月齢で乳児健診を行ってもらっていたそうです。当村での対応はいかがでしょうか。

④、弥彦村では村単独の乳児のおむつ助成制度があります。大変ありがたいことであると常日

頃から感じておりますが、この場合においても、発達の段階が違うため、１歳を迎える月までとせずに修正月齢も加味できないものかをお伺いいたします。

生まれたばかりの頃は、市販の新生児用おむつも大きすぎて、女性が使用するおりものシートよりもはるかに小さい５Ｓサイズを使用しているそうです。しかも、注文して買うおむつは市販のおむつより高額なのだそうです。予定より早く生まれたために、かからなくてもいいはずのお金がとてもかかってしまうと、そういった切実な話を伺ってまいりました。是非、臨機応変な対応を検討してほしいと願います。

どんなお母さんも、どんなお子さんもここで生まれてよかった、ここで産んでよかったと、そう心から思える優しい村の対応を是非お願いしたいです。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　那須議員のご質問にお答えします。

一般論として、これまでの議会で答弁させていただいていますけれども、弥彦村、特に私としては、お母さん、赤ちゃんに対しできる限りのことを援助して、支援していきたいという基本方針を持っております。

具体的にどうこうするというのは、今のようなお話はもう私では無理なので、担当の課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　健康推進課長。

○健康推進課長（松井裕美子）　それではご質問の２つ目のほうですが、リトルベビーハンドブックにつきましては、県からこちら村のほうに５冊送付されております。新潟大学医歯学総合病院、あと新潟市民病院、あと長岡赤十字病院等県内８か所ある周産期母子医療センターで出生された場合は、入院中にこちらから配布されます。あと、県外で里帰り出産された方、あと既に退院された方でリトルベビーハンドブックをご希望をされる方には、健康推進課のほうで配布いたします。

ご質問の３つ目ですが、村の乳児検診は生まれた月でご案内しておりますが、検診時におきまして、主治医の指示の下、お子さんの発育・発達状況を確認しながら、個別で対応しております。また、ご相談があれば随時対応いたします。

以上で、２番目、３番目のご質問についての答弁とさせていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　住民課長。

○住民課長（小出将浩）　ご質問の４つ目であります乳児紙おむつ助成制度の低出生体重児への対応についてでございますが、今現在村が行っている乳児紙おむつ等購入費支援給付金制度につきましては、生まれた月から１歳を迎える月まで、最大13か月なんですが、月3,500円を３か月ごとに給付する制度となっております。

議員ご提案の低出生体重児への助成制度拡充を踏まえまして、障害を持って生まれた乳児や成

長の個人差にも配慮いたしまして、給付条件はつけない形で金額の上乗せか給付期間の延長を含めた制度の拡充を検討いたしまして、全ての赤ちゃんに優しい子育てしやすい村となるよう努力してまいります。

答弁は以上です。

○議長（安達丈夫議員）　那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　私の聞き漏れだったら申し訳ないんですけれども、一番最初に通院などにお母さんが先に退院してしまうので、赤ちゃんのところに病院に何度も通うことになるんですが、それに対する交通費がかなりかかるということに対して、何かしらの助成ができないものかということに関してはお答えいただいてないようなんですけれども、どうでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　私がお答えすることになっているんですけれども、お答えしたと思っています。そういう要請があれば、ちゃんとやりますということで。

○議長（安達丈夫議員）　那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　それでは、私の聞き逃しでした、申し訳ございません。

是非とも、どうしても通常どおり40週近くに出産を終えた人とはかなり違う形で病院に通院しなければいけない、そしてまた、赤ちゃんが退院後もリハビリ等に通わなければいけないということを実際にお聞きしてまいりまして、私も子供を３人出産しておりますが、ありがたいことに40週を迎えてからの出産でしたので、そういったお子さんたちがいられることは分かっていますが、お母さんたちがどんなような、どのような苦労をしてこられたかというのは、今回お話を伺って初めてそうだなと思ったところでありますので、それを私が声にすることで、弥彦村で出産をされた方も、そういった思いをされているお母さんが一人でも気持ちが楽に、出産したお母さんたちと同じように楽しく子育てしていただきたいなと思っております、ありがとうございます。

それからリトルベビーハンドブックの取扱いについては、県外で出産されて里帰りされた方ですとか、ご要望があったときには、村に５冊取扱いがあるということで、それはありがたいことだと思います。

それから、乳児健診の修正月齢の対応についても、今のところは生まれた月で案内しているけれども、相談があれば随時検討して対応するということでしたので、ありがたいと思いますし、今後、おむつ助成に関しましても、低出生体重児のお子さんだけではなく、障害を持つお子さんにも上乗せを検討していくという答弁をいただきまして、ありがたいことだなと感じました。ありがとうございます。

2023年度に、厚生労働省は、母子健康手帳を約10年ぶりにリニューアルするとあります。内容が時代にそぐわなくなっているという指摘から、電子化や、あと多胎児、今ほど言いました低出生体重児、または障害のあるお子さんへの配慮を盛り込むことや父親の育児参加、私は育児に参加するという言葉自体好きではないですが、父親の育児参加を進めるため、親子手帳などと名称を改めなければいけないという検討も今されているそうですが、弥彦村では2018年から地域とつ

ながる安心の子育て支援アプリ、電子版の母子健康手帳「母子モ」を導入されております。予防接種のスケジュール管理や通知が届いたり、定期健診の数値がグラフ化されたり、地域での育児情報等を受け取ることができる、大変便利なアプリだと私も感じております。

通告書にはなかったんですけども、この母子モを利用されている件数とかは分かるものなんでしょうか、そこはちょっと分からないでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　健康推進課長。

○健康推進課長（松井裕美子）　母子モの件数につきましては、ちょっとこちらのほうではないので、後でお調べしてご答弁させていただきたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　申し訳ございません、事前に項目に入っていないんですけれども、母子健康手帳が新しくなるということで、ちょっと今回その話もちょっと盛り込ませていただきたいなと思ったんですけれども、通常の母子健康手帳では、先ほど言ったように、赤ちゃんの産まれたときの身長がもう40cmから、体重はスタートが１Kgからとなっていて記入することすらできないということで、リトルハンドベビーブックが来年度には正式版ができることになりますが、なんですが、母子モを私検索して見たところ、体重は０Kgから、身長は10cmから記入できるようになっているような画像を拝見しました。

ですので、早くから弥彦村はそういった母子モを取り入れて、低出生で生まれたお子さんにもお母さんにも記入できるようなアプリがあったんだなということに改めて気づきまして、あわせてそういったことも役場の人が知っていることでアナウンスすることができると思いますので、今後こういった母子モという電子母子手帳もありますよという案内も是非して、アプリを取っていただけて、お母さんに快適な子育てライフを送っていただきたいなと改めて思いましたので、そういったアナウンスも今後していただきたいなと思います。

それから、いっぱい話して申し訳ないんですけども、他の県でこういった「笑顔をつなぐ孫育て」という祖父母手帳なんていう冊子を出しているところもございまして、子育てをするお母さんと、それをサポートするおじいちゃん、おばあちゃんの年代のギャップがありまして、昔はこうだったといっても、今かなり変わっていることもございます。

そういった、これはさいたま市独自で出しているものらしいんですけれども、例えばその世代間ギャップで苦しむお母さんも結構いらっしゃいますので、そういったところも弥彦村で、どこかの市を参考にしてもらってもいいと思いますので、リトルベビーハンドブックは県から発行されます。それ以外にもいろんな多様性、お父さんにも子育て一緒にしてもらいたいし、おじいちゃん、おばあちゃんとも子育て一緒にしてもらいたいし、それをサポートしていただいているときに、お母さんとおじいちゃん、おばあちゃんとの間でギャップが生まれないように、そういった優しい対応をしていただけたらなと思います。

弥彦村でもそんな対応していただけたらなとお願いを込めまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　答弁はいいですか。

○３番（那須裕美子議員）　よろしいです。

○議長（安達丈夫議員）　以上で、那須裕美子議員の質問を終わります。

ここで、しばらくお昼の休憩とさせていただきたいと思います。再開は13時30分といたします。よろしくお願いいたします。

（午前１１時５１分）

○議長（安達丈夫議員）　お疲れさまです。

令和４年第６回弥彦村議会、一般質問を再開いたします。

（午後　１時３０分）

◇　本　多　隆　峰　議員

○議長（安達丈夫議員）　それでは、本多隆峰議員の質問を許します。

９番、本多隆峰議員。

○９番（本多隆峰議員）　通告に従いまして、今後の弥彦村地域防災計画と個別避難計画の策定について質問いたします。

このたびの８月３日から５日にかけての豪雨災害により、新潟県をはじめ、山形県、福島県において被災された方々に、謹んでお見舞いを申し上げます。

そして、弥彦村地域防災計画策定に多大なるご尽力をいただきました増田規防災監が退職されました。その労に対して、この場を借りて厚く感謝申し上げます。

さて、毎年のように、激甚災害に指定されるほどの災害が発生しており、これらの災害が発生するごとに、私たちの身の安全、地域の防災について考えさせられます。また平時の備えの重要性を強く感じる次第です。

増田防災監が退職された後、弥彦村地域防災計画・対策について、どのような陣容で、また新たな取組についてお考えがありましたらお伺いいたします。

次に、令和３年３月議会での一般質問の質疑の中で、その後の進捗状況について伺います。

１、防災担当全職員に防災士資格を取得させ、職員の訓練、各地区でのサポートをさせていただくとのことでありましたが、その取得状況は。

２、自主防災リーダーの育成について、その後の進捗状況は。

３、避難行動要支援者名簿に登録されている方々に、避難行動要支援者同意者名簿に記載していただくよう同意を得ていくよう努めたいとのお話でしたが、その後の登録状況は。

最後に、個別避難計画の策定について。

各地区においては、避難行動要支援同意者名簿を基に、区長を中心に事実確認や連絡網の確立はできているようですが、個別の避難行動要支援者に対し、様々な異なる条件の下で対応しなければなりません。また、支援者側においても、人員の確保、場合によっては専門知識を有する人

材で、要支援者個人の心身の情報に併せて適切な対応が必要になってきます。災害時には複数の要支援者が同時に避難も想定されます。

令和３年５月改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画の策定について、市町村の努力義務とされました。個別避難計画の策定について今後どのように取り組んでいくのか、またその実効性を確保する取組について伺います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　本多議員のご質問にお答えいたします。

増田防災監につきましては、先般議会でお話し申し上げたように、感謝状と記念品と慰労金について、増田さんのご家族と相談して、近いうちに郵送でお送りすることになると思います。今月中には実施できるというふうに聞いております。

それから、後任についてはなかなか難しいので、できればそういった方がお見えいただくと非常に弥彦村として心強いんで、後任についても考えたいと思いますが、増田さんにしても、あれ４年か５年かかっていますので、来ていただくまで。ちょっとそう簡単には、あれだけの方に来ていただくのは難しいなという感じでおります。

それ以外については、担当課長のほうからお答えさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（安達丈夫議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　それでは、本多議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、防災監退職後の地域防災計画や防災対策について、どのような陣容で、また新たな取組についてですが、弥彦村に増田防災監が来るまでは、弥彦村は過去に大きな災害を経験した歴史がなかったため、他市町村と比較をすると防災に対する意識が非常に低く、防災関連の整備が遅れておりました。今は十分進んでいるかと言われると、まだまだ不十分だと思っております。

災害業務というものは、大きく分けますと、災害前・発災中・災害後にそれぞれあり、特に災害前の業務が８割を占めると言われております。現段階としては、今まで増田防災監が取り組んでこられた業務、そして防災対策に関する考えや思い、ノウハウを現在いる職員が引き継ぎ、災害が来ても来なくても最低限やらなければならない各種計画やマニュアルの整備をはじめ、各避難所の整備にまずは取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、職員の防災士の資格取得状況についてですが、他課の職員になりますが、２名が防災士の資格を取得しております。しかし、現在防災課には有資格者がいないため、昨年同様12月に取得を予定しております。

次に、自主防災リーダーの育成の進捗状況についてですが、自主防災組織の活動を効果的に実践するために必要な調整や誘導など、地域の活動の中心となる自主防災リーダーを、職員が防災士の資格を取得し、各地区に１人、指導・育成するとしておりますが、職員の人事異動等もあり、

なかなか教育・指導までできる職員がおらず、地域で育っていないのが現状であります。先ほど村長も申しましたとおり、今後、もし防災を専門として活躍しておられる適任の方がいらっしゃれば、村のほうで専任として考えてまいりたいと思っております。

また、県の防災局が毎年開催しているにいがた防災シニアリーダー養成講座は、防災専門講師による講座で、受講していただくと認定証が交付され、地域でリーダー、講師として活躍できるスキルが身に付けられるという講座であります。今後、村では各組織へ積極的に受講してもらうよう周知し、リーダーの育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、避難行動要支援者同意者名簿の登録状況についてですが、名簿の更新、取りまとめ作業については、福祉課で年１回行っており、避難行動要支援者名簿に登録されている方については５月10日現在で542名おります。そのうち同意者名簿に登録していただいている方は、６月10日時点で348名いらっしゃいます。

次に、個別避難計画の策定について今後どのように取り組んでいくのかについてですが、策定については、内閣府から出ている避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、計画の作成の優先度が高いと判断される方については、地域の実情に応じて、令和３年５月の災害対策基本法改正の施行後からおおむね５年程度で作成に取り組んでいただきたいと示されております。

村においても、弥彦村避難行動要支援者避難支援計画で地域の助け合いである共助の取組として、自主防災組織が中心となり、自主防災活動の促進と、地域防災力の向上を図ることを目的に、要支援同意者名簿を基に、個別計画を作成することになっております。

村では、７月上旬に区長、町内会長へ同意者名簿、一人一人の計画書と地図を提供し、個別避難計画の策定について取り組んでいるところであります。策定に当たっては、必要に応じて要支援者本人またはその家族等と話し合い、策定していきます。

また、その実効性を確保する取組についてですが、自主防災組織が個々に計画を策定していても、実際災害はいつ起こるか分かりません。例えば昼間に発生した場合、計画に記載してある避難支援者が仕事に行っていて、実際には、支援をできない方が出てくるかもしれません。いろいろな状況を想定して計画の策定に取り組んでいかなければならないと思いますが、各地区の実情によっては、それは難しいという地区もあろうかと思います。

各地区の同意者名簿については、村以外にも民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、消防団でも管理しておりますので、有事の際は名簿を活用し、避難支援関係者と連携・協力して、全力で避難の確保に努めてまいりたいと考えております。

そして、最終的に、避難支援の一番の中心となるのはこの役場であるということは十分承知しておりますので、村民の生命と財産を守るため、村の災害対策本部において、迅速かつ機動的に活動できるように、実質的な機能強化について、今後、更に準備してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　詳しくご説明願いまして、ありがとうございました。

せっかく防災士の資格を取りながら、他の課へ異動しているという現状がありますけれども、できれば防災士を生かしながら、専門家のいる防災課として確立していただきたいと思うんです。これは、村長の人事権でありますので、村長にお願いするしかありませんですけれども、そのような思いでおります。

今のご説明で要支援者が542名、そのうち同意者が348名ということであります。この有事の際に、各地区において、同じ症状で災害が起きるとは限りませんけれども、少なくとも避難勧告等が出された場合、相当な同時移動が起こるんじゃないかと思います。そういう中で、優先順位を付けながらやっていかなければ機能しないんじゃないかと思いますけれども、是非、難しい取組だと思いますけれども、着実にやっていただきたいと思います。

実際の災害が発生した場合、要支援が必要な方というのは、高齢者だけではありません。例えば障害者、乳幼児もそうでしょう。そして妊産婦もそうかと思います。病気でうちに伏せている方もおられるかと思いますけれども、そのような方々の一人一人を把握して、ことに対処するというのはなかなか難しいかと思います。

二、三の区長さんに伺いましたけれども、いや本多さん、とてもじゃないけどそんなところまで手が回らないと、区長としてはいろんな仕事があるし、民生委員の方にもいろんなことをしていただいておると、そういうことの中で、民生委員自身も、人材を確保するのが難しい現状であると、そういったことを言われました。

しかし、いざ有事のときにどうしても命を救わなければなりませんので、この人は誰が行って、どういうルートで避難する、この方はこういう状態だからどのようにして誰が手助けをすると、一人一人の要支援者の方に対して避難メニューといいますか、そういういろんな想定をしながら、対応していかなければならないと、そういうのが現状だと思います。そういう意味で、この個別避難計画というものの策定は非常に難しい問題があります。

地域の自主防災リーダーの育成につきましては、これもまたなかなか難しい問題かと思います。ですから、区長に代わる地域の防災担当という方を決められて、その方を中心に消防、民生委員、その他が情報を共有しながら救出していくと、そういうことも一つの例かと思いますけれども、それは私は今この場でその程度しか話すことはできませんけれども、実際、行政担当の方にしてみれば、また地域の区長さんにしてみれば、重要問題でございます。

そういった中で個別避難計画策定は難しい問題を含んでいながら、国はそれをつくれということになって、努力義務としてやれということですので、逆を言えば、そういう話が出たというのは10月、９月、何年でしたかね、大きな台風が東北地方を襲ったときがありますけれども、いろんな日本中の災害が起きている中で、経験としてこういう問題が国の方策として出てきたんだろうと思います。

是非皆さんが安心して過ごされるように、防災避難計画をつくっていただきたいと思います。

村長、何かございましたら、一言。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　ご指摘いただいたことについてはやってまいりたいと思います。

具体的に言いますと、弥彦村は３つ大きな災害が予想されます。１つは大河津分水が破堤したとき、それからもう１つは土砂崩れが起こったとき、もう１つは地震のとき、この３つだというふうに思っています。

大河津分水が破堤するに対しては、よほどのことがない限り、ある程度時間的な余裕がありますので、それはもうとにかく逃げてもらうということだと思っております。

地震のときはもうしようがありません。そのときはもう、みんなで弥彦村の職員総動員でやるしかないと思っておりますけれども、あと、前にも何回も申し上げていますように、弥彦村の記録の中には、１時間当たり50㎜以上の降雨があった、雨が降ったという記録がないんですよね。実際、今の線状降水帯が来たときに、１時間当たり50㎜って簡単に出ちゃう状態で、場合によっては100㎜まで出る。そのときに弥彦村の山が、弥彦の山がどれだけ耐えられるかというのは全く記録がないので非常に怖いんですけれども、その場合においても、人的な被害が発生するおそれがあるのは、上泉とそれから弥彦と矢盾かな、ですよね。あるいは、かなりほかに余裕があるので、大丈夫だと思うんですけれども、それについてもこれから検討していかなければなりませんけれども、どういう検討していけば、とにかく大雨が降る、最大50㎜以上の雨が降るということがはっきりしたら、危ないところは避難していただくしかないかなというふうに思っておりますけれども、その辺これからもはっきりと、具体的な詰めをしていきたいというふうに感じております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　その庁内で防災士等の、せっかく取っておられる方がおられるんですけれども、何とか防災課のほうでそういう方々が増えて、各地域への指導等、行けるようなそういうシステム等を構築していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　専門職制度はもちろんあります。専門職の一番は今農業関係だけなんですね。要するに営農指導員については、やっぱり専門職じゃないと農家の指導ができません。ということで、制度をつくりました。

それ以外、防災関係については、これは専門職とはいえませんで、できれば役場の職員の男性も女性も含めて、防災士の資格を取ってもらう。防災士だけ専門職として組織の中で独立させる余裕は今の弥彦村にはありませんので、全体の人事の中で回していかざるを得ない。これは現実問題なんです。そのためどうするかというと、一番手っ取り早いのは全員が防災士の資格を取る、そういう方向で対処するしかないかなというふうには考えています。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　いざというときは隣近所、そして消防団もそうだと思うんです。親戚、いろんな方が避難等に関与しなければならないと思います。是非きめの細かい一人一人の避難、要介護が必要な方の対応を確立していただきまして、安心して生活できる村づくりということでお願いしたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　これで本多隆峰議員の質問を終わります。

◇　小　熊　　正　議員

○議長（安達丈夫議員）　次に、小熊正議員の質問を許します。

７番、小熊正議員。

○７番（小熊　正議員）　はじめに、８月３日からの豪雨災害に被災された方々に、改めましてお見舞い申し上げます。

それでは、通告によりまして、温暖化と自然災害についてご質問いたします。

近年、気候変動の影響で大規模な自然災害が、北海道から沖縄県まで広範に発生しております。これらは地球温暖化による異常気象と思われ、晴れれば40℃を超えるような猛暑になり熱中症者などが急増し、また雨が降れば１時間に100㎜を超すような猛烈な量が観測され、土砂災害が心配されます。新潟県内でも８月３日から線状降水帯が発生し、村上市、胎内市、関川村で家屋の倒壊や河川の氾濫、土石流により、田畑に甚大な被害が多く発生し、多くの方々が避難生活を送られています。この線状降水帯が弥彦上空で発生したら、本村も甚大な被害が予測されます。

そこで、今後の温暖化や自然災害についてお尋ねいたします。

１、公共施設に太陽光を設置できないか。また再エネハイブリッド発電事業の進捗状況はどのようになっているか。

２、避難施設は避難生活に十分対応できるのか。

３、災害時の備蓄品は十分に保たれているのか。

４、ため池は豪雨でも十分耐えられるようになっているのか。

５、村民への避難情報の伝達と避難方法はどのようになっているのか。

以上を質問させていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　ただいまいただきました小熊議員のご質問でございます。かなり具体的な案件についてのご質問でございますので、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　では今ほどの、まず１番目の公共施設に太陽光を設置できないか、また、再エネハイブリッド発電事業の進捗状況につきましてお答えさせていただきます。

まず公共施設への太陽光発電設備の設置についてでございますが、空いている村有地に太陽光

パネルを設置し発電を行う民間主導の事業計画があると、前回の６月の定例会においてお答えさせていただきましたとおり、現在も進行中でございます。

ただし、太陽光発電については日中しか発電できず、また天候にも左右されますので、現時点ではまだ不安定な電力であるという認識でございます。今後、技術革新等により蓄電池の性能が向上し、費用も安くなれば、発電した電力を大量にためることができて、夜間等でも安定して電力が使用できるようになろうかと思われますので、そうなりましたら、村としても信頼できる電力として積極的な導入を検討できるのではないかと考えております。

そして、青木村から導入する予定であります再エネハイブリッド発電設備につきましては、先ほど柏木議員のご質問のときにもお答えさせていただきましたとおり、先月８月31日に青木村の北村村長が来村し、設置場所等のアドバイスを受けたところでございます。今後、設置に必要となる調査等を行って具体的に取りかかる予定でございます。

続いての質問につきましては、それぞれの担当課長から答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　では、私のほうから、２番目の避難施設は避難生活に十分対応できるのかについてですが、避難所での生活は日を増すごとに疲れがたまってくるものと思っております。それは、周りの目を気にしながらの生活や、プライバシーが確保されないなどのストレスから来るものでございます。更に固い床での寝起きは、特に高齢者などにとって大変つらいものであります。

村では、それらを少しでも軽減してあげなければ、とても避難生活が続かないと考えております。そのため、避難所専用のテント、それから簡易ベッド、テント内専用マット、寝袋や目隠しシートなどを整備し対応しております。

また、空調のない一部避難所においては、移動式エアコンを配置しております。そのほか、新型ウイルス感染症やその他のウイルスの発生を抑制し、衛生環境を維持するための除菌装置なども整備しております。そこで安心して避難生活が過ごせるものと思っております。

次に、３番目の災害時の備蓄品は十分に保たれているのかについてですが、避難所において備蓄しているもの、特に食料品や飲料水では、水やお湯を加えるとご飯に戻るアルファ米や豚汁、水などを指定避難所収容可能人数の１日分以上の備蓄をしております。

しかし、現在そろえている備蓄品は、きめ細かなニーズへの対応にはまだまだ不十分でありますので、今年度は幼児や高齢者でも食べやすい保存食品や粉・液体ミルクなどを整備して、更に充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、５番目の村民への避難情報の伝達と避難方法についてですが、現在、村からの情報伝達の方法としては、まずは区長・町内会長への電話連絡、そして防災行政無線、緊急エリアメール、村の防災情報メール、そしてホームページ、ツイッターや広報車、緊急告知ラジオ、そして昨年協定を締結しました新潟放送ＢＳＮ等のテレビ・ラジオによる情報伝達、それらによって村民へ

情報を伝達してまいりたいと考えております。

次に避難方法についてですが、大規模な災害が発生した際は、行政や消防署などの人的能力にも限界があり、十分な対応ができない可能性があります。そのため、発災時には各集落の自主防災組織を中心とした互いに協力して助け合う共助による避難行動をお願いしております。

特に、議員が心配されている土砂災害時には一時避難所、いわゆる地域の集会所施設を利用できない地区も出てきます。その場合は指定避難所へ避難する場合も出てくると思います。

村としても発災時における最善の避難場所への連絡、誘導をしてまいりますが、各自主防災組織においても、様々な場面を想定して、いざというときのための集落の方への連絡網、避難方法を日頃から共有していただくよう指導してまいりたいと思います。

また、地震は予測できませんが、それ以外の土砂災害などは、あらかじめ事前に気象台からの降雨量の予測や注意報・警報が出て、危険度の予測ができますので、それに併せて早め早めの避難情報を村民の皆様にしっかりと届けてまいりたいと思います。

以上になります。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　農業振興課の鈴木でございます。

４番目にご質問いただきました、ため池は豪雨でも十分耐えられるのかという点についてお答えさせていただきます。

村内には農業用ため池ということで、麓地区に３か所、上泉地区に１か所の合計４か所がございます。そのうち麓地区の２か所、それと上泉地区のため池、この３か所が決壊により周辺地域に人的被害が及ぶという、そのおそれがあるということで、防災重点農業用ため池に指定されておるところでございます。

防災重点農業用ため池で、令和３年度までに行われました新潟県によります豪雨耐性評価では、いずれのため池も現在の設計基準に照らし合わせた場合は、設計洪水量、いわゆる流れ込んでくる流量に対して排水能力が不足しているというような評価をいただいておるところでございます。

設計洪水量につきましては、これは明確な基準は示されておりませんが、おおむね200年に１度の雨が降った場合にため池の流れ込む水量が想定されておるところでありますけれども、そのような場合にはため池に関わらず、洪水等の危険性が極めて高くなるところでございますので、昨年、土砂災害ハザードマップに追記しました、ため池が決壊した場合の浸水想定区域を参考にしていただきまして、迅速な避難行動が必要になってくるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員。

○７番（小熊　正議員）　答弁いただきありがとうございました。

今年の６月議会の補正予算の中にちょっと気になるのが、各施設の電気料金の補正が何か所かの分、載っておりました。そういうところからやはり今後も電気料金等の高騰が考えられる訳であり、本来なら電気料金は下がるべきものでありますが、いろいろな化石燃料等の不足、高騰等

も今後も考えられる訳ですので、そうするとやはりその施設の中に、太陽光発電なり、風力発電等を設けることによって、そういう普段かかる電気料金等も削減できるのではないかと思っております。

先ほど来、柏木議員の中にも質問がありましたように、小規模の設備であればできないということでもなく、取り組む可能性があるのではないかと私は思っています。夏、日の当たるときは、太陽光、冬場の日の当たらない、曇っているような、荒れているときは風力で発電、または雨が降ったようなときは水力とか、そういうようなものを含めまして、できれば避難施設等にはそういう設備ですることも今後はやはりこれだけ自然災害が発生している訳ですので、いつインフラ、電気等も供給できるとは限らない、何日もストップするケースも考えられる訳ですので、そういうような取組もこれから必要ではないかと思っております。

その辺、先ほど村長等、答弁ございましたが、なかなか難しい部分もあるかも分かりませんが、そういうような意味合いで取り組む方法も考えていただければなと思っております。

その辺のお考え、いかがでしょう。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　基本的には柏木議員にもお答えしましたけれども、今課長が答えてくれましたが、１番のポイントは蓄電池の性能がよくなったときには、これはかなり積極的な導入も可能かなと思っております。蓄電池があって、充電しておけば夜間でも使えますので、その性能がもう少し、どの辺まで来るかを見極めてからやりたいなと。それができれば、公共施設に太陽光発電、可能性がありますので、それまでちょっと様子を見るしかないというふうに思っております。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員。

○７番（小熊　正議員）　是非また、そういう考えで進めていっていただければと思っております。

それから、各施設の中の災害時の設備、備品でございますが、これは私が自分がそういう施設の災害備品についてよかったというか、いろんなところでも使うことができるのは、やはりワクチン接種のとき会場になりましたテント、スポットクーラー等、そういうあれはいろんなところでも使用する可能性がありますので、もしそれが今の台数で足りるのかどうかというのは今後のあれになるかと思いますが、普段からもやっぱり使えるようなものというのもありがたいのではないかなと思っております。

それから、先ほど農業振興課長が言われましたように、ため池ですが、やはり先月の14日かな、８月14日に長岡市寺泊地域のほうで１時間に61㎜の降雨が記録されたというのが報道されていますが、それだけ今、短時間で大量な雨量が計測される、また降る訳で、そうなったときに今、弥彦山ですともう峰と沢が何か所もある訳ですから、そういうのが一気にため池辺り、また量も降る訳です。入ったら出るというのも先ほど言われましたように、そういうことをされながら決壊するようなことも防止するような考えも聞いておられます。

いずれにしましても、そういうものを防げるというのは、なかなか今想定外の規模での災害というか、が発生している訳ですので、なかなか不可能に近いような取組もしなければならないと

思うんですが、発生したときにどうするかという、そういう伝達とかは、それによって被害が、例えば家屋だけになるか、田畑だけになるかとかというものもあると思うんです。そういうものも含めた取組を早く誰かが見て、それをこの分で行けば決壊しますよとか、また溢れ出るというか、そういうような情報をやはりため池の近くの人には聞かせる必要があるのではないかと思っておりますが、その辺のお考えはどういうあれか聞きたい。

○議長（安達丈夫議員）　農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　まず、農業用ため池の破堤を防止するという観点から、排水の設備といいましょうか、排水路がきちっと機能しているかどうか、そちらのほうは、点検を今開始しているところでございます。

我々も素人でございますので、その辺のところは課内の庁舎内の建設企業課等々、もしくは防災課等も一緒になってその辺のところをもう１回しっかりと入念に確認して、そして排水の機能がきちっと果たせるように、そういった事前の対策は講じておく必要があるかなということで、早急にやってまいります。

それから、その被害想定区域にお住まいの方々については、今一度区長さんを通しまして防災ハザードマップ、そちらのほうを各々の住民の方に確認していただくように、区域内の会合等のあった際にお声がけしていただくような、そういうお呼びかけをしたいと思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員。

○７番（小熊　正議員）　やはりそのような取組はできれば必要だと思われます。

それで最後になりますが、避難情報の伝達、または避難広報、一つ、今ハザードマップが最近配付されましたが、信濃川大河津分水の氾濫等を想定されたような水害に対する取組もこれに載っておられますが、その中で、今防災の設備として、水が当然、浸水、浸かってしまえば歩いて車とかは通れない訳ですが、そういうボートとかそういうものは今どれぐらいそろっているのか、お聞きしたいと思うんですが。

○議長（安達丈夫議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　今ほどの質問ですけれども、ボートは今現在常備しておりません。ただ、ご質問のとおり、洪水の場合は外に出るより、まずは上層、２階のほうに避難という形も国のほうも示しておりますので、まずは外に出ない、出られない状況であれば、下手に出ないで上のほうに避難するという考えも検討していただくように周知してまいりたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　ボートについては、小熊議員もご存じのように、消防署、燕弥彦総合事務組合で何台ですかね、私も忘れましたけれども、持っていて、緊急に発動できるようになっていますということをいただいていますので、村で持つよりは、あれは保管庫とか、そういう整備も必要なので、総合事務組合に持ってもらったほうが、私はそれでいいかなというふうに思っています。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員。

○７番（小熊　正議員）　やはりこれだけの水位が観測されるような事故も想定している訳ですので、今、村長言われましたように、事務組合、消防団関係のほうでまずそろっていると思うんですが、この避難、先ほどから本多議員の質問の中にもあったと思うんですが、いろんな障害がある方とか、地域によっては１人で避難できる、できないような人たちもたくさんいる訳ですから、そういう人たちに自主防災組織の人とか、いろいろな話が出ておりますが、実際に計画どおりに水害が来てくれればそういう対応もできるんですが、災害はどうしても突然やってくるとか、いろんな条件のところで昼間だけでもなく、夜、朝、いろんなところでも発生する訳ですので、やはり自主防災組織の方、私も防災組織の一員としているんですが、なかなか普段からそういう意識を持っている方というのは少ないんです。

実際に何をすればいいのかも分からないような状態も事実ある訳で、やはり人命救助とか、そういうようなことになると、さて、では、消防団のほうに、消防の関係の人たちのほうにお願いする、個人でお願いする、いろんなところでされるケースがあります。当然、消防団員の方々は普段からそういう火災、または水害とかいろんな災害についての知識とか経験、またはそういう取組をされている訳ですので、是非地域の、集落の区長さん、町内会長さん等、やはり通しながら、各消防団の方々、自主防災組織の方々と一緒になってやっぱりやらないと、急に雨が降って避難してくださいと言っても、あそこのうちの方は誰があれするんだかって、自分でできればいいけどできない人だ、そういうつながりが、これからは本当に身近な問題として取り組んでもらわないと、普段からあそこのあの団体の方に言っているからというだけでは、動きが本当にできないと思いますので、その辺も十分、実際に動ける人をお願いするような方法を取っていただきたいなと思っておりますが、村長その辺の考えを聞かせてください。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　なかなか難しい問題で、昼間の対応については、取りあえずは役場職員が全面的にやらざるを得ないかなというふうに思っております。それから恒久的には、そう簡単には決められないので、これからしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安達丈夫議員）　小熊議員。

○７番（小熊　正議員）　いずれにしましても、想定外の災害が身近に数多く発生している訳でありますので、行政または地域の方々、または住民の方々等で一緒になって、やはり大きな被害に遭わないような取組をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　これで、小熊正議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は、９月12日月曜日になりますが、午前10時から再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後　２時１９分）